雇用保険被保険者を雇用する事業主
雇　用　保　険　被　保　険　者のみなさまへ

令和２年４月１日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年１月１日から令和２年３月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていました。

令和２年４月１日からは、高年齢労働者※についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。

（※）保険年度の初日（４月１日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

御不明な点があれば、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省

令和2年度の労働保険料率
（雇用・労災）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの
雇用・労災保険料率は、令和元年度と同率です。

（令和2年度　雇用保険料率表）

負担者 ＼ 事業の種類	① **労働者負担** （失業等給付の保険料率のみ）	② **事業主負担**			①＋② **雇用保険料率**
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業 （医療業）	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

（令和2年度　労災保険料率表）

負担者 ＼ 事業の種類	① **労働者負担**	② **事業主負担**	①＋② **労災保険料率**
一般の事業 （医療業）	0/1000	3/1000	3/1000

高年齢労働者の雇用保険料免除終了について

令和2年4月1日からは高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に、
使用者・労働者共に雇用保険料の納付が必要となります。
労働者（本人）負担分として雇用保険料を徴収する必要がありますのでお忘れなきようご注意ください。